第百五十三条を次のように改める。

（会計監査人設置組合の監事の事業報告等に係る監査報告の内容）

第百五十三条　会計監査人設置組合の監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三　当該組合の理事又は経営管理委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

四　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

五　監査報告を作成した日

第百五十五条を削る。

第百五十四条中「第二条の四第一項第二号」を「第二十二条第二項」に改め、同条第一号中「が法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により作成する」を「の最終の」に改め、同条を第百五十五条とし、第百五十三条の次に次の一条を加える。

（会計監査人設置組合の監事の事業報告等に係る監査報告の通知期限等）

第百五十四条　会計監査人設置組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　事業報告の全部を受領した日から四週間を経過した日

二　事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三　特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合　当該通知を受ける者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき事業報告及びその附属明細書の作成に関する業務を行った理事

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合　当該通知をすべき者として定められた者

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

第百五十六条を次のように改める。

（会計監査報告の作成）

第百五十六条　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第一項後段の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　当該組合の理事、経営管理委員及び使用人

二　当該組合の子会社等（法第九十三条第二項に規定する子会社等をいう。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

第百五十七条第一項中「理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）は、」を削り、「第三十六条第七項」の下に「（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）」を、「対して」の下に「行う提供決算関係書類（」を加え、「（以下「提供決算関係書類」という。）を提供しなければならない」を「をいう。第四項において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる」に改め、同項第一号中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に改め、同号ロ中「監事の」を削り、同項第二号中「特定組合」を「会計監査人設置組合」に改め、同号ロ中「決算書類に係る全国中央会の監査報告」を「計算書類等に係る会計監査報告」に、「当該監査報告」を「当該会計監査報告」に改め、同号ホ中「第百五十二条第三項」の下に「又は第百五十四条第三項」を加え、同条第四項第二号ロ中「又は全国中央会」を削り、同条第六項中「全国中央会が」を「会計監査人が」に、「監事の監査報告又は全国中央会の監査報告」を「監査報告又は会計監査報告」に改める。

第百五十八条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「承認特則規定」を「法第三十七条の二第四項において読み替えて準用する会社法第四百三十九条（以下この条において「承認特則規定」という。）」に改め、同項第一号中「決算書類」を「計算書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第三号において同じ。）」に、「全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に改め、同号中「全国中央会の監査報告」を「会計監査報告」に、「として全国中央会」を「として会計監査人」に改め、同項を同条とする。

第百五十九条中「、第七十二条の二の二及び第七十三条の三十七」を「及び第七十二条の三」に改める。

第百六十条第三号二中「第百七十三条第一項第二号」を「第百七十四条第一項第二号」に改め、同号ヘ(1)及び(2)中「（法第七十三条の四十三第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第六号イ及びロ中「役員」を「役員等」に改め、同号に次のように加える。

ト　新設分割

チ　法第七十三条の三第一項、第七十八条第一項又は第八十二条第一項に規定する組織変更

第百六十二条第一項第四号中「役員」を「役員等」に改め、同号イ及びロ中「第三十五条の五第五項」の下に「又は第三十七条の三第一項」を、「監事」の下に「又は会計監査人」を、「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第百六十四条中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改める。

第百六十五条第一項中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第二項中「第三十条第十二項」を「第三十条第十四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（会計監査人の選任に関する議案）

第百六十五条の二　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　候補者が公認会計士である場合　その氏名、事務所の所在地、生年月日及び略歴

ロ　候補者が監査法人である場合　その名称、主たる事務所の所在地及び沿革

二　就任の承諾を得ていないときは、その旨

三　監事が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

四　法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

五　当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六　当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該組合が総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

第百六十六条第二項中「法第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条第三項中「理事（法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員）」を「経営管理委員設置組合」に改める。